

平成29年11月10日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成29年11月10日、午前9時00分久留米市農業委員会総会を久留米商工会館5階大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田三津雄	委員
2番	池田清茂	委員
3番	池田龍子	委員
4番	石井孝雄	委員
5番	稲富克紀	委員
6番	上村孝二	委員
7番	内田洋一	委員
9番	笠幸夫	委員
10番	古賀誠一	委員
11番	古賀喜治	委員
12番	坂井康孝	委員
13番	平壯一	委員
14番	田中文	委員
16番	手島富士雄	委員
17番	富松隆晴	委員
19番	日比生和雄	委員
20番	深川嘉穂	委員
21番	松延洋一	委員
22番	馬渡恵美子	委員
23番	森崎康洋	委員
24番	諸藤澄夫	委員

欠席委員は次のとおりである。

緒方 義範 委員 田中 弥生 委員

事務局の出席者は10名である。

議 長 それでは、早速11月の農業委員総会を開催いたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案の1ページをお願いいたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、  
使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので、付議いたします。  
所有権移転、東部地域、1ページから2ページ8番までの8件です。  
2ページをお願いいたします。  
西部地域、9番から、4ページ17番までの9件です。  
4ページをお願いいたします。  
使用貸借権設定、西部地域18番の1件です。  
以上、1番から18番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の  
審査基準について審査会にて説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない  
申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある  
方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。  
続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題  
といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案5ページをお開きください。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。なお、審議番号2番については、取り下げ書が提出されましたので、斜線にて削除をお願いします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、北野町中島、田、255㎡、申請理由、申請地を農家住宅の建築及び作業場として利用するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域、3番から6ページ6番までの4件です。

3番、申請地、藤山町、畑、2,601㎡、申請理由、申請地に盛土を行い畑として利用するもので、農地改良行為となります。

農地区分は農用地となりますが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6ページをお開きください。

4番、申請地、藤山町、田、2,104のうち537㎡、申請理由、申請地に盛土を行い畑として利用するもので、農地改良行為となります。

農地区分は農用地となりますが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、城島町内野、田、21㎡、申請理由、申請地を通作路として利用するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、三潞町高三潞、田2筆、計806㎡、申請理由、申請地に自己用住宅を建築するものです。なお、審議番号3番につきましては、県農業会議への意見聴取案件となっております。以上、説明を終わります。

**議長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

**石井副会長** 審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは1番です。

転用目的は、農家住宅の建築及び作業場として利用するものですが、申請地に住宅が建築中であったため、現在、工事を中止させています。転用前の事前着工の案件でありましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分につきましては、10haの規模の一団の農地の区域内のある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由して、西側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、西側及び南側は既存水路の擁壁を利用する契約となっております。北及び東側につきましては、もとの地盤高と同じであり、盛土等も行なわないため、土砂の流出はありません。

この申請案件についての排水承諾等につきましては添付されておらず、未添付となった経緯書が添付されております。担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、東部審査会において審議した結果、申請書に添付されている排水計画で、周囲の農地に支障がないものと判断しています。

その他添付書類についての不足はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**松延副会長** 続きます、西部地域について説明いたします。審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。

転用目的は、農地改良法に伴う一時転用です。

農地区分については農用地になりますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、かさ上げする道路に側溝を新設し放流する計画となっております。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きます、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーも4番です。

転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。

農地区分については、農用地になりますが転用目的が、一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、かさ上げする道路に側溝を新設し、放流する計画となっております。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっております。  
続きまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。

転用目的は、通作路を設置するものです。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により北側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。  
続きまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、都市計画法に規定する用途区域内にある農地であるため、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由して、西側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、西側の水路へ放流されます。

被害防除につきましては、新設のコンクリートブロックにて、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、審査会からの報告が終わりました。  
それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第2号議案について賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決をされました。  
続きまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題  
といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案7ページをお開きください。

「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」。農地転用許可申請  
書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1番から9ページ10番までの10件です。

1番、申請地、善導寺町与田、畑、3筆、計367㎡、申請理由、申請地を取得し、  
自己用住宅の敷地として拡張するものです。

2番、申請地、田主丸町鷹取、畑、419㎡、申請理由、申請地を取得し、露天駐車  
場として利用するものです。

3番、申請地、田主丸町地徳、畑2筆、計256㎡、申請理由、申請地を譲り受けて  
露天駐車場として利用するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供する  
ものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8ページをお開きください。

4番、申請地、田主丸町地徳、畑、875㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自己  
用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供する  
ものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、田主丸町益生田、田、289㎡、申請理由、申請地を譲り受けて、自  
己用住宅を建築するものです。

6番、申請地、北野町上弓削、田、185㎡、申請理由、申請地を譲り受けて露天駐  
車場として利用するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供する  
ものとして、不許可の例外規定を適用しております。

7番、申請地、北野町高良、畑、615㎡、申請理由、申請地を取得し、貸露天駐車  
場として利用するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供する  
ものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8番、申請地、北野町塚島、田、2筆、計552㎡、申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

9番、申請地、北野町塚島、田・畑、計905㎡、申請理由、申請地を取得し、建売住宅5戸を建築するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9ページをお開きください。

10番、申請地、北野町中、田、405㎡、申請理由、申請地を取得し、有料駐車場として利用するものです。

西部地域11番から10ページ15番までの5件です。

11番、申請地、宮ノ陣町大杜、畑、295㎡、申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

12番、申請地、城島町内野、田、308㎡、申請理由、申請地を取得し、自動車修理工場の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業として不許可の例外規定を適用しております。

13番、申請地、城島町檜津、田、2筆、計186㎡、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

14番、申請地、三潞町高三潞、田、505㎡、申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

10ページをお開きください。

15番、申請地、三潞町玉満、田、4筆、計1,071㎡、申請理由、申請地を取得し、集合住宅1棟10戸を建築するものです。

以上、説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお受けいたします。

**石井副会長** 審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地として獲得するものですが、申請地は既に住宅の敷地として利用されておりますので、始末書付の申請となっております。



農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街化区域に隣接する区域内にあり、おおむね、10ha未満の規模の農地の区域内にある農地であるため、第2種農地として判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により南側の道路側溝へ放流されてあります。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、南側の道路側溝へ放流してあります。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックを利用にて土砂の流出を防いでおります。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

転用目的は露天駐車場として利用するものです。

農地区分については、農用地区域内の農地以外でして、甲種農地、第1種農地及び第3種農地、いずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地として判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により、北側及び南側の水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、北側水路部分については、既存の水路擁壁を利用しておりますし、南側水路については、コンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

転用目的は露天駐車場で利用するものですが、申請地の一部が既に駐車場として利用されておりますので、始末書付きの申請となっています。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、地下浸透にて処理されます。汚水・生活排水につきましては発生をしません。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックを利用して土砂の流出を防ぐことになっています。

続きまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施

設でありますので、例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、施設内に新設する溜桝を経由して北側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活排水につきましては、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐことになっております。

審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、JR田主丸駅から912m以内で、宅地化率が40.93%を越える区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由して東側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、敷地内に合併浄化槽を経由して、東側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロック、縁石及び枕木を新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により、西側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは13番です。

転用目的は、貸露天駐車場として利用するものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により、北側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは14番です。

転用目的は、公共事業に伴う露天資材置き場として一時転用するものです。

農地区分については農用地区域内農地以外にあって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地となっております。

雨水排水につきましては、自然流下により、既存の排水路を利用して南側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは15番です。

転用目的は、建売住宅5戸を建築するものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する水路及び道路側溝を經由して、南側水路へ放流しています。汚水・生活雑排水につきましては、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは16番です。

転用目的は、有料駐車場として利用するものです。

農地区分については、都市計画法に規定する用途区域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により、譲受人が所有する西側の道路を經由して南側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックを利用して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾を、添付書類を確認しております。担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと考えています。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**松延副会長** 続きまして、西部地域、審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは17番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって、500m以内に小学校と病院がある農地でありますので、第3種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由し、東側側溝へ放流されません。汚水・生活雑排水につきましては、市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号12番について説明いたします。地図ナンバーは18番です。

転用目的は、自動車修理工場の敷地として拡張するものです。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が既存敷地の拡張であり、特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下により、北側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、法面工法により、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号13番について説明いたします。地図ナンバーは19番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

農地区分については、城島総合支所から約330mにある農地でありますので、第3種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由し、北側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号14番について説明いたします。地図ナンバーは20番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものですが、申請地は既に資材置場として利用されておりましたので、始末書付の申請となっております。

農地区分については、都市計画法に規定する用途区域内にある農地であるため、第3種農地として判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により東側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、くみ取り式の簡易便槽を利用します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ対策をとられています。

続きまして、審議番号15番について説明いたします。地図ナンバーは21番です。

転用目的は集合住宅を建築するものです。

農地区分については、西鉄犬塚駅から約390mにある農地でありますので、第2種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下により、東側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、新設する合併浄化槽を経由して東側の側溝へ放流いたします。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件について排水承諾など、添付書類を確認しております。担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題はないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第3号議案について賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決をされました。  
続きまして、「第4号議案 非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 議案11ページをお開きください。

「第4号議案 非農地証明について」。

非農地証明願が提出されたので付議いたします。

1番、申請地、城島町浮島、田、527㎡、現況宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後、20年以上経過しているものです。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局から説明が終わりましたが、非農地証明について、補足の説明があるそうですので、お願いいたします。

事 務 局 では事務局から補足説明をさせていただきます。

発行基準についての事務局補足説明

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。続きまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。

「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」。農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されましたので、付議いたします。

第1番、1件です。1番申請人、山川安居野3丁目、\*\*\*\*、経営面積9万5,164㎡、農地利用計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。  
続きまして、「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題  
といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いいたします。  
「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」。  
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の  
決定を求められましたので、付議いたします。  
1、所有権移転14件、2、利用権設定822件、3、利用権設定（期間借地）72件。  
14ページをお願いいたします。  
1、所有権移転、第1番から15ページ7番までの7件です。  
1番、所在地、荒木町下荒木、田3筆、計2,962㎡、推進機構への売り渡しとなります。  
2番、所在地、太郎原町、田、4,478㎡、推進機構からの買い入れとなります。  
3番、所在地、宮ノ陣町八丁島、宮ノ陣町若松、田3筆、計8,832㎡、推進機構か  
らの買い入れとなります。  
15ページをお願いいたします。  
4番、所在地、安武町住吉、田8筆、計8,416㎡、推進機構からの買い入れとなり  
ます。  
5番、所在地、安武町住吉、田2筆、計5,837㎡、推進機構からの買い入れとなり  
ます。  
6番、所在地、山川安居野1丁目、田、962㎡、推進機構への売り渡しとなります。  
7番、所在地、山川安居野1丁目、田、962㎡、推進機構への売り渡しとなります。

16ページをお願いいたします。

第2区、1件です。8番、所在地、田主丸町八幡、田2筆、計4,808㎡、推進機構からの買い入れとなります。

第3区、9番、10番の2件です。

9番、所在地、北野町上弓削、田2筆、計2,171㎡、推進機構への売り渡しとなります。

10番、所在地、北野町大城、田、630㎡、推進機構への売り渡しとなります。

第4区、11番、12番の2件です。

11番、所在地、城島町芦塚、田、2,079㎡、推進機構からの買い入れとなります。

なお、この案件につきましては、推進機構からの買い入れの後、今回の利用権設定により、譲受人が所属する\*\*\*\*へ貸し付けを行います。

12番、所在地、城島浮島、田3筆、計4,928㎡、推進機構からの買い入れとなります。

この案件につきましても、推進機構からの買い入れの後、今回の利用権設定により、譲受人が所属する\*\*\*\*へ貸し付けを行うこととなっております。

17ページをお願いいたします。

第5区、13番、14番の2件です。

13番、所在地、三潴町田川、田2筆、計879㎡、推進機構からの買い入れとなります。

14番所在地、三潴町田川、田2筆、計2,881㎡、推進機構からの買い入れとなります。

こちらの案件につきましても、推進機構からの買い入れの後、今回の利用権設定により、譲受人が所属する\*\*\*\*へ貸し付けを行うこととなっております。

18ページをお願いいたします。

2、利用権設定（通年作）。

こちらにつきましては、総計を読み上げさせていただきます。

総計、合計契約件数822件、筆数2,014筆、設定面積272万3,983.68㎡となります。

19ページをお願いいたします。

3、利用権設定（期間借地）。

こちらにつきましても、総計のみ読み上げさせていただきます。

総計、合計契約件数72件、筆数152筆、設定面積33万4,225㎡。

以上、所有権移転14件及び利用権設定（通年作）822件、利用権設定（期間借地）



72件の計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て、通知いたします。  
続きまして、「第7号議案 農用地の買入協議要請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 20ページをお願いいたします。

「第7号議案 農用地の買入協議要請について」。

農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、市長の農用地の買入協議を要請したいので、付議いたします。

第1番、1件です。1番、対象地、宮ノ陣町若松、田2筆、計6,112㎡。あっせん申し出者、\*\*\*\*。

申請理由、あっせん相談により、地元農地利用最適化推薦委員によるあっせん協議を行い、認定農業者への集積が図られるよう調整を試みましたが、売り渡し希望価格において調整が不調に終わっております。しかしながら、当該農用地は久留米市農業基本構想の実現など、将来的見地から見た優良農地であり、認定農業者への集積を図るため、市長への買入協議要請を行うものです。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、買入協議について補足説明があるそうですので、  
お願いをいたします。

事 務 局 それでは買入協議について補足説明をさせていただきます。  
事務局補足説明

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお  
願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第7号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、  
久留米市長へ買い入れ協議要請をいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決につい  
て」「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決につ  
いて」「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」までを一括  
して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。  
質疑がないようですので、質疑を終わらせていただいでよろしいでしょうか。

「なしの声」

議 長 それでは、質疑を終了します。したがって、報告第1号議案から報告第3号議  
案までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。

本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議はありませんか。

「なしの声」

**議 長** 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、5番、稲富克紀委員、17番、富松隆晴委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。